

## X V 麻薬取締部

### 1 業務の概要

麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻などの薬物には、医療上の有用性、学術研究上の有用性、産業上の有用性があります。特に、モルヒネなどの麻薬は、癌疼痛緩和等医療上なくてはならないものです。その反面、それらの薬物が、ひとたび乱用されれば、その依存性のため自らの意思では制御できなくなります。またそれらの規制薬物に加えて近年大きな社会問題となった危険ドラッグなどの薬物を入手するために窃盗や強盗などの二次犯罪を、さらにはそれらの薬物の濫用による幻覚や妄想などの精神神経障害により、暴行、傷害、殺人、放火等の凶悪犯罪を惹起することがあります。

薬物乱用者は、薬物依存に陥り、クスリ中心の生活を送るようになり、欲望の赴くまま行動し、平気で暴力をふるうこともあります。家族やその周囲にいる人達は、こうした薬物乱用者に引きずりまわされ、苦痛と恐怖の毎日を強いられることとなります。また、精神異常から人格破綻をきたし、次第に社会的信頼を失墜していき、経済的破綻を引き起こします。このように、薬物乱用の弊害は莫大なものです。

また薬物取引により生じる莫大な収益は、犯罪組織を増殖させたり、テロ活動資金に流れたりすることもあり、その結果として治安の悪化や社会不安を招くこととなります。

こうした状況に対し、麻薬取締部は、国民が安心して生活できるようにするため、薬物の不正流通や薬物乱用による保健衛生上の危害を防止を図るために、取締機関として、また、行政機関として業務に取り組んでいます。

#### 【主な業務】

- ・ 薬物犯罪の捜査
- ・ 横流れ、誤用、不正使用を防ぎ、一方で規制薬物自体の有用性を最大限活用すべく、許認可業務、指導・監督業務
- ・ 予防教育・啓発
- ・ 中毒者の社会復帰を目指した医療提供、指導助言などの中毒者対策

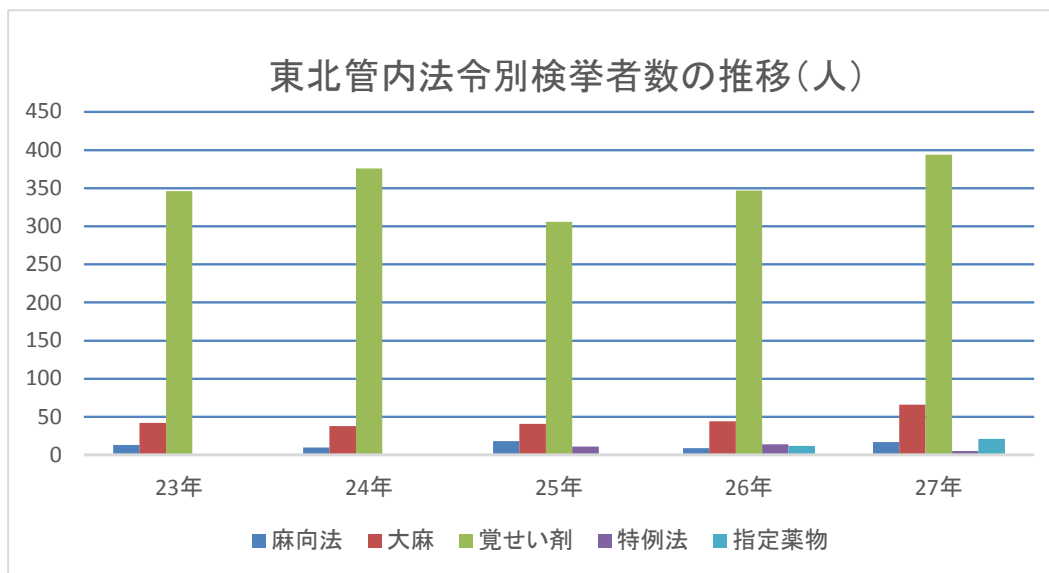
#### 【所管法律】

- ・ 麻薬及び向精神薬取締法
- ・ 大麻取締法
- ・ あへん法
- ・ 覚せい剤取締法
- ・ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（以下「薬機法」という。）

## 2 管内薬物犯罪の状況とその対策

### (1) 管内薬物犯罪の傾向、特徴等

(図 1)



東北管内の平成 27 年における全薬物事犯の検挙者は 503 名です。

これは、全国の検挙者数（13,887 人）の 3.6 %にあたり、管内は他地域と比べて汚染度の少ない地域と言えます。しかし平成 27 年の全薬物事犯検挙者は、前年より 77 名増加しています。

管内の乱用薬物の主流は覚せい剤事犯であり全体の 8 割近くを占め、近年覚せい剤事犯と大麻事犯が増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。（図 1）

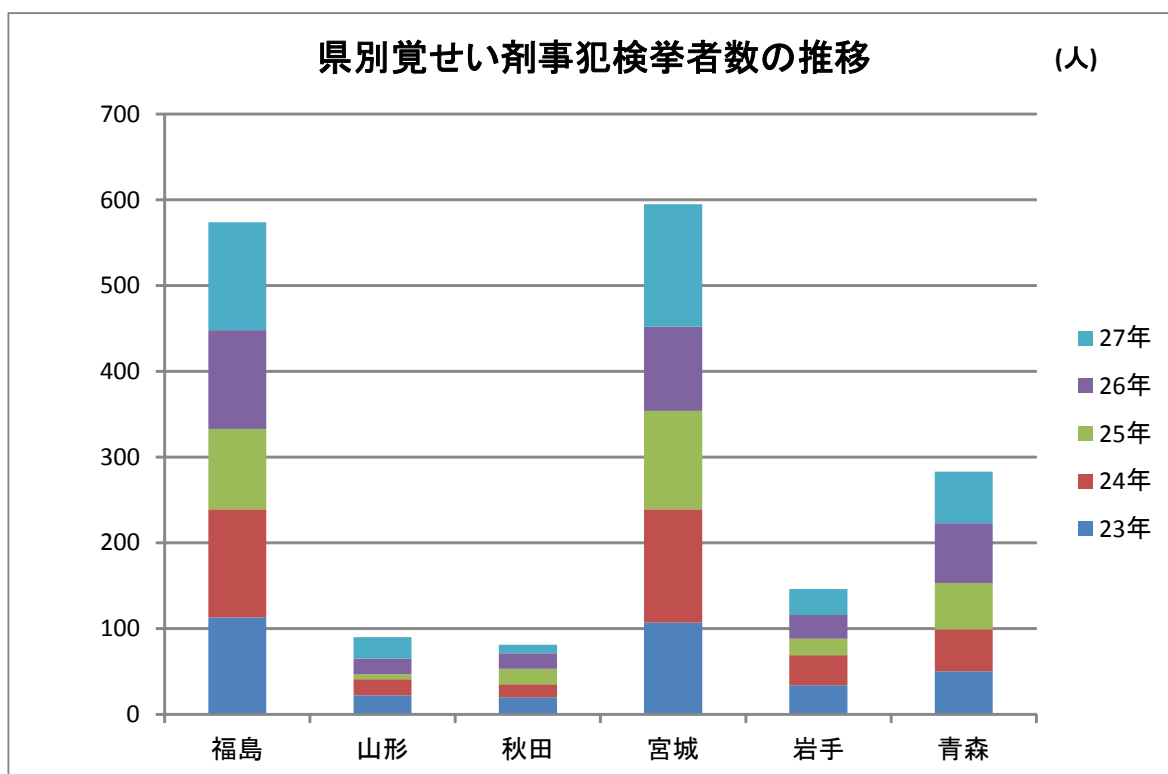
### (2) 覚せい剤事犯の動向

平成 27 年の管内における覚せい剤事犯検挙者は 394 名で県別で見ると、(図 2) のとおり、宮城県及び福島県の 2 県で全体の 7 割位を占めています。これに青森、岩手、山形、秋田と続いています。

管内の覚せい剤市場における密売の規模はそれほど大きくはなく、そのほとんどは関東圏から数十グラム単位、数百グラム単位の覚せい剤を入手し、これを小分けし密売に供しているのがほとんどです。

当部は、平成 27 年 10 月から宮城県警察と「指定暴力団住吉会系組員等による組織的覚せい剤密売事件」の合同捜査を実施して、密売をしていた暴力団関係者ら 5 人及び宮城県と福島県の客 6 8 人を検挙し、覚せい剤約 80 グラムを押収し、密売グループを壊滅しました。

(図 2)



### (3) 大麻事犯の動向

大麻事犯検挙者については、平成 21 年（検挙者 115 名）をピークに、その後減少し検挙者は 40 名前後で推移していましたが、平成 27 年の検挙者数が前年比 22 名増の 66 名と増加し、押収量も乾燥大麻 3.6kg（前年 3.2kg）、大麻草 209 株（前年 69 株）と増加し、警戒を要する状況です。

[岩手県の山中に栽培された大麻]



[収穫後に乾燥している大麻]



### (4) 麻薬等事犯の動向

平成 27 年における管内の麻向法違反事犯の検挙者は、管内全薬物事犯の 3 %程度です。  
押収された麻薬はMDMAや $\alpha$ -PVP等であり、不正麻薬が東北管内でも出回っている状況が認められます。

(5) 危険ドラッグの動向 ( 危険ドラッグ問題への対応 )

ア. 危険ドラッグ事犯の状況

危険ドラッグの乱用者は、全国に30万人いるといわれ、深刻な社会問題になりました。

東北管内においても、「危険ドラッグ」の乱用が増加し、麻薬取締部としても総力をあげて、予防啓発、取締にあたりました。

この危険ドラッグは、葉片状のもの（ハーブ）、液状のもの、粉末状のものがあり、通常、「お香」、「入浴剤」、「アロマ」、「クリーナー」などと称し販売されていました。

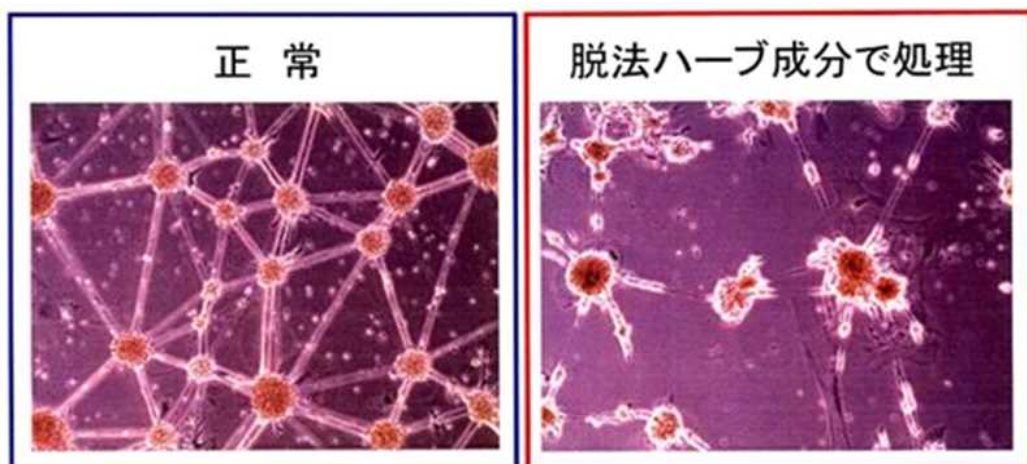


しかし、この危険ドラッグには、大麻の成分に似た化学物質や覚醒剤に似た化学物質が適当に混ぜられて作られているため、

- ・成分や量が均一でなく、
- ・実際にどんな成分が混ぜられているのかわからないものなのです。

そのため、その使用によって、実際にどんな状態になるのか、まったく予測ができません。しかも、その毒性は非常に強く、その強い毒性が突然に現れるのです。これが危険ドラッグの怖さなのです。

マウス由来の神経細胞に危険ドラッグの成分を添加し、2時間後の状況を見たところ、次に示すとおり、神経細胞がずたずたに切断されるとい非常に強い毒性を持った薬物であるということなのです。



※国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所薬物依存研究所

依存薬物研究室 船田正彦室長 提供

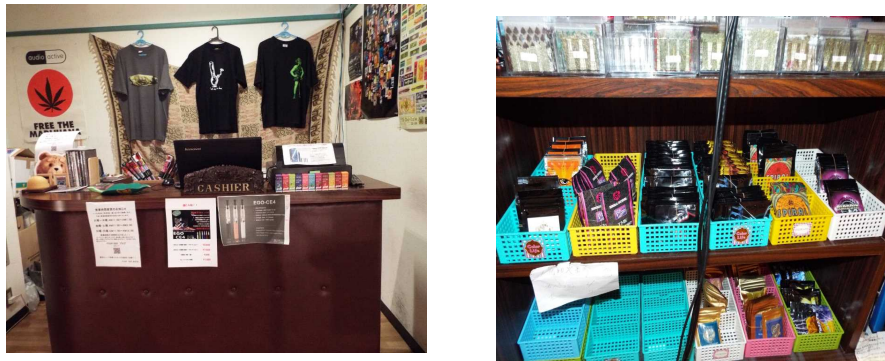
実際、こうした薬物を使用し、その影響下で車を運転した結果、筋肉が硬直して運転不能に陥り、それが原因で起こる交通事故が多発し、中には他人を巻き込む重大な死傷事故も発生していました。また、国内外では、

- ・人の顔を食べてしまったというマイアミゾンビ事件
  - ・人の耳をかみちぎったマイアミゾンビ事件に類似した事件
  - ・3歳の子供を殴り、全裸のまま近所の人を次々と襲い、最後に犬を絞め殺した事案
  - ・隣人女性に傷害を負わせ、逮捕されたが、マスコミが来ていることを知るや、「しえ、しえ」と興奮しながらVサインをかざし異常な行動を示した事案
- など、異常な行動を示した事例が報告されています。

危険ドラッグがなぜこのように蔓延したのか。

それは、販売方法が一つの要因となっています。これまでは、「合法ドラッグ」と称し、「捕まらない」とうたい文句として、雑貨等と一緒に店舗で公然と販売されていました。こうした店舗販売は、東北管内でもいくつか確認されました。

[仙台市内に存在した販売店内]



平成24年には、仙台市内に自動販売機も現れました。

「仙台市内に出現した自動販売機」

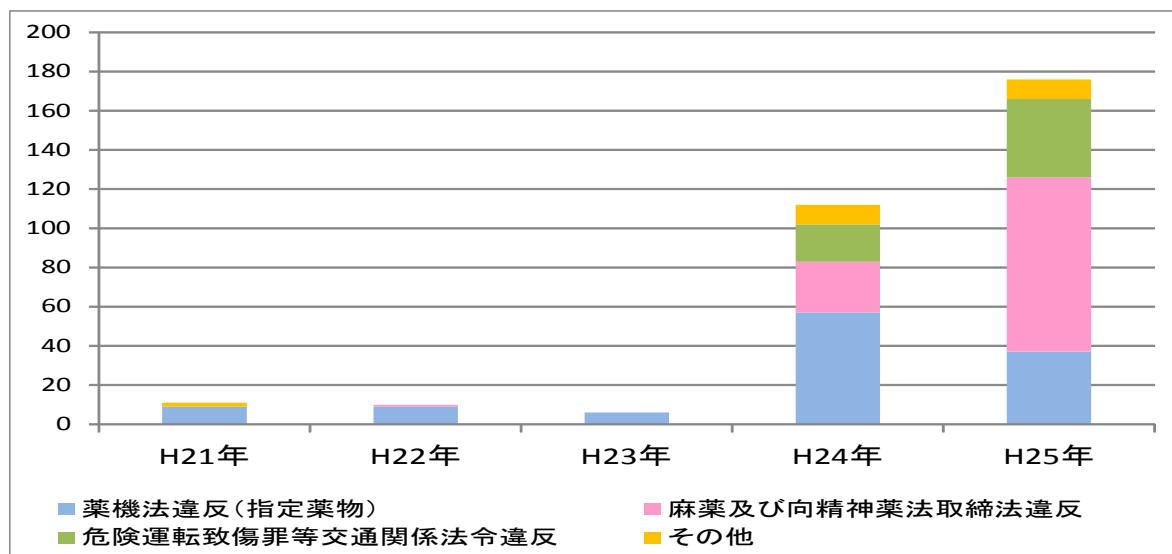


このような「合法」をうたった販売形態から、買う側も、全く罪悪感なく、入手出来てしまっていたのです。

その結果、平成24年ころから、全国的に一気に危険運転致死傷罪、道路交通法違反、薬事法（現「薬機法」）違反等による検挙者が激増しました。（図3）

(図3) 危険ドラッグに関する検挙者

単位：人



### イ 危険ドラッグ対策（危険ドラッグ販売店の壊滅）

危険ドラッグには、麻薬・大麻・覚醒剤・あへん・けしがらと同等又はそれ以上の中樞神経系の興奮若しくは抑制または幻覚作用があり、人体に使用すれば保健衛生上の危害が生じる毒性が非常に強い物質が含有されています。そうした物質は未知数に存在しますが、その中の、特に薬事法（現「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」）に基づき指定された物質が「指定薬物」です。

この「指定薬物」について、麻薬取締官が平成25年10月から取締権限を持つようになりました。

以降、麻薬取締部では、情報収集を行い、青森県、宮城県、山形県、福島県内の危険ドラッグ販売店を確認し、これらに対し、まず、立入検査を実施しました。さらに、宮城県及び福島県内の店舗については、当該店舗が取扱う指定薬物含有の恐れのある商品に対し、検査命令と販売等停止命令をかけました。この検査命令は、その商品が指定薬物であるかどうか厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなさいというものです。販売等停止命令は、検査結果がでるまでの間、その商品の販売等を禁止するものです。いずれも、保健衛生上の危害の発生を防止するための行政措置です。

さらに、仙台市内に存在した危険ドラッグ密造所を割り出し、その首謀者らを逮捕し、東北管内の危険ドラッグの供給ルートを壊滅しました。

また、危険ドラッグ販売店における指定薬物事犯の検挙においても、平成26年から27年に麻薬取締部に捜査本部を置く宮城県警察、福島県警察、栃木県警察、宮城県薬務課、福島県薬務課の6機関の合同捜査本部を設置し、12名の関係者を逮捕しました。

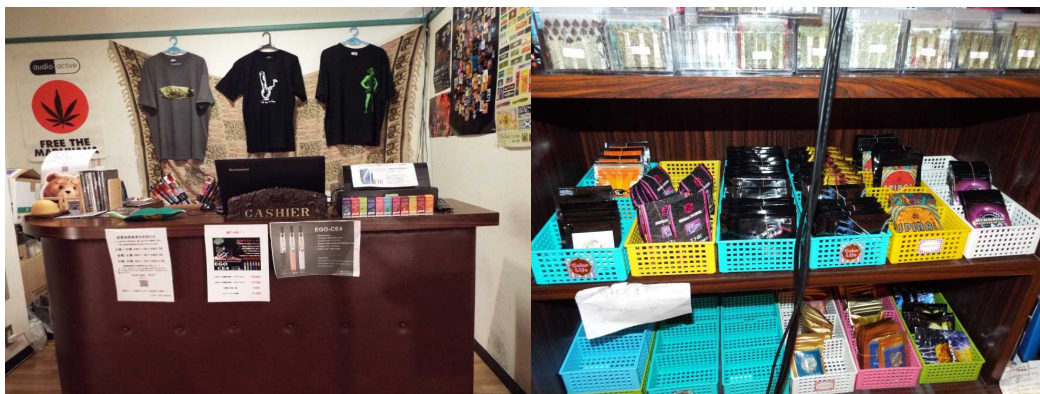
一方、仙台市内の1販売店については、福島県内と栃木県内にも系列店があったため、宮城県警察、福島県警察及び栃木県警察と合同捜査を同時並行して進め、証拠収集が出来た段階で捜査に着手し、販売店のオーナーと従業員を逮捕しました。

こうした行政的手法と捜査により、平成26年には当初管内に存在した危険ドラッグ販売店はすべてなくなりました。(図4)

しかし未だにウェブ上では売買されており、警戒が必要な状況です。

(図4)

危険ドラッグ販売店「0」へ



(摘発した仙台市内の危険ドラッグ販売店の内部)

#### (6) 被災地域の不法薬物の侵入

福島県南部のいわき、郡山地域については、暴力団活動の活発な区域であったところに、補償金を狙った密売人、暴力団関係者をつながりや薬物乱用経験のある除染作業員が入りこんでおり、急速に環境が悪化している地域です。捜査の契機となる相談には積極的に応じるとともに、福島県、福島県警察との協力、被災地域への啓発資材の配布による電話相談番号の紹介、心のケアセンター職員からの情報収集等、情報収集の窓口を広げて警戒しています。

### 3 平成 27 年度の主な業務と実績

#### 不正薬物の取締

##### ①組織的犯罪の摘発

麻薬取締部では、警察や税関等の各捜査機関の捜査協力を得て大がかりな捜査態勢を敷くことにより、大規模な組織的薬物密売犯罪の摘発を継続的に進めています。

平成 25 年～ 26 年に実施した住吉会系暴力団樋口組が関与する覚醒剤の組織的密売事案では、当部に捜査合同本部を置き、暴力団幹部組員を含め 37 名を逮捕するとともに、暴力団組織を壊滅させることに成功し、警察庁長官賞を受賞する等の大きな成果が得られました。

平成 27 年から継続している宮城県警察との合同捜査による覚醒剤の組織的密売事案では、通信傍受捜査等を実施して、平成 28 年 3 月までに暴力団関係者を含む 73 名を検挙しています。

##### ② SNS を利用した危険ドラッグ販売の摘発

当部のネット監視でツイッターを利用して危険ドラッグを販売している事案を認知したことから、平成 28 年に譲受捜査を端緒に当該密売人に対して強制捜査を実施し、平成 28 年 3 月に、指定薬物所持で密売人 1 名を逮捕しています。

[押収した指定薬物含有の植物片]



[押収した指定薬物含有の粉末]



##### ③危険ドラッグに対する水際対策

水際対策としては、平成 27 年には指定薬物疑義物品を輸入しようとした宮城県在住の学生に対して、税関と連携し検査命令を発するなどして輸入を阻止しました。

##### ④大麻栽培事犯の摘発

平成 27 年に大麻の栽培事件を摘発し、大麻草 48 株の栽培と約 2.1kg の所持で 1 名を逮捕するとともに、その他大麻所持で 2 名を逮捕しました。

##### ⑤医療事犯

医療用麻薬等にかかる事犯として、平成 27 年は福島県麻薬取締員が獣医師による医療麻薬（ケタミン）の所持事件、秋田県麻薬取締員が医師の無免許麻薬施用事件を送致し、



平成 28 年 3 月には宮城県麻薬取締員が薬局管理薬剤師の向精神薬不正譲渡事件を送致しました。これらの事件に対し当部麻薬取締官を派遣し、捜査及び取調べ等について県麻薬取締員へ捜査協力を行いました。

#### 4 関係機関との協力

毎年、北海道厚生局麻薬取締部と東北厚生局麻薬取締部が合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を開催しています。この会議は、中央省庁（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）からの担当職員の出席を得て、それぞれの管内の高等検察庁、地方検察庁、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、在日米空軍特別捜査局（OSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）、北海道並びに東北6県各県薬務主管課といった取締担当機関実務レベルの担当者が一同に会して、現状分析を行うと共に、取締上の問題とその対策につき、意見交換し、さらに地域内における関係機関間の協力関係を構築し、強化することを目的として開催しています。

平成27年度においては、北海道地区と東北地区合同にて青森県にて、米国麻薬取締局（DEA）の捜査官の出席も得て、取締関係機関約80名にて、国内外並びに北海道・東北管内における情勢分析を行うとともに、取締上の問題とその対策等について、協議会を開催しました。

#### 5 行政指導・監督

##### ア 許認可業務

麻薬等関係法令の目的趣旨は、麻薬、覚せい剤、大麻等規制薬物について、

- ・その取扱いを一切禁止し、不正行為に対しては、徹底して取締り、その濫用による危害防止を図ること
- ・その一方で、それら規制薬物の有用性を最大限活用すべく、医療上、学術研究上、産業上必要とする分野において、免許又は許可をもって「禁止の解除」を行い、それら規制薬物の有用性を最大限活用すること

です。

麻薬取締部では、平成13年1月6日の省庁再編に伴い厚生労働大臣の権限に係る許認可中、「地方厚生局長に委任された許認可関係事務」及び「麻薬取締部長の権限となった事務」のすべてについて、申請を受け付け、調査し、審査し、免許証、許可書等を発付するといった許認可事務を行っています。

※平成27年度の主な許認可の件数

免許関係 39件

許可関係 553件

また、こうした免許または許可した後も報告・届出を求め、これをチェックし、適正な取扱いがなされていること、不正流出のないことを確認しています。

##### イ 行政監視

厚生労働大臣権限により免許された麻薬取扱業者が管内にあります。これに対する立入検査の実施や報告徴収を通じて、常に、適正取扱いについて、また、需要に応じた供給を行うべく、監督・指導を行っています。

加えて、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）を中心とした立入検査も実施しています。これにより、適正に取扱いがなされていることや横流れがないことを確認しています。また、将来、事故、横流れ、不正施用の発生が懸念される状況にあると認めた場合には、その改善に向け、指導しています。こうした立入検査は、麻薬取扱者の免許の有効期間が最大2年間であり、その有効期間内に1回は実施することとしています。

平成26年度において、無免許で麻薬施用を行った医師の事案と無免許で麻薬を長期に所持した事案がありました。これら事案については、重大な健康被害や乱用に結びつく恐れもあると判断されたため、捜査に着手しました。こうした重大違反に対する捜査権の発動も適正な流通を確保し、麻薬等を必要とする患者へ適切にお届けし、有益性を活用するための措置です。

## ウ その他指導監督

これまでも、医療機関、卸売業者における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の適正取扱いに向けた研修会に講師として職員を派遣しています。

また、東北管内の麻薬取締に従事する県職員と、統一した認識の下で適切な指導にあたるべく、平成22年度以降、検討会を設置し、取締上の問題点について協議しています。この協議により、横流れ等の事故を防止しつつ、必要とする患者へ麻薬等を届けるという法の目的達成に向け、適切な指導方法を見だし、実施しているところです。

## 6 予防教育・啓発

薬物乱用防止に最も重要なことは、「違法薬物には近づかない」、「一度たりとも使わない」ということです。しかし、巷には、「痩せる」「きれいになる」、「害はないんだ」、「本当に世界が変わるんだ」、「1回くらいなら大丈夫」等といった誤った情報が氾濫しています。こうした情報に惑わされ、一時の好奇心、快楽欲求から、違法薬物に手を付けてしまい、本来、普通におくれる人生であるはずが、脳が破壊され精神異常を来し、取り返しのつかない状態になってしまったというケースも少なくありません。そのため、正しい情報を流布し、「断る勇気」の育成、「違法薬物は、ダメゼッタイ」の精神普及に努めるべく、

- ・地域薬物乱用防止指導員等地域リーダーの研修会への講師派遣
- ・中学校や高等学校等へ現役麻薬取締官を派遣し、講演会の実施
- ・「麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会」の実施

等を行っています。

### ※講師派遣実績

- ・平成27年度には、講師として職員を延べ21名派遣、約1,723名（内、高校生約958名）を対象に予防教育を実施。[前年：延べ16名派遣、対象約2,400名を対象]
- ・他、裁判官、検察官、警察官を対象に危険ドラッグについて延べ3名派遣、約100名を対象に講演。

こうした予防教育は、「寝た子を起こしてしまう」との懸念の声もあり、確かに、諸刃の刃になる恐れがあります。そのため、中学生や高校生を対象とする予防教育では、薬物への興味を喚起することなく、正しい知識を流布し、断る勇気を育成するといった目的を効果的に達成するための方策を模索しつつ、予防教育を行っています。そして、その効果評価を行うため、講演後は無記名にて感想文の提出をお願いしています。多くの高校生からは「将来の夢のためにも、絶対に薬物に手をださない」、「自分は、勧められても、絶対にやらない」、「一時の快樂のために、一生を棒にすべきではない」、「自分のことだけではなく、友人や家族、お世話になっている人に迷惑がかかるので、絶対やってはいけない」、「薬物をやっている友人がいたら、とめる」等のコメントを得ており、一定の成果が認められています。特に、こうしたコメントの中に、

- ・「一度、勧められたが、やらなくてよかった」、
- ・「若い内に1度はやってみたかったが、やはりやるべきではないとわかった」といったものもありました。「勧められたが、やらなくてよかった」、又は、「1度はやりたいと思ったが、やらない」と言わしめた点は、この予防教育の大きな成果と言えます。一方で、こうしたコメントは、薬物の脅威が確実にごく身近に迫っていることを表しているもので、今後も、こうした草の根的な予防教育を通じて、「断る勇気」の育成、「薬物乱用は、ダメ。ゼッタイ。」の精神の普及推進が重要であると認識しています。

平成26年度の「麻薬・覚醒剤乱用防止運動福島大会」では、高校生ボランティアを募り、その高校生らに薬物教育を施し、薬物問題について理解してもらったうえで、その高校生ボランティアによる大会プログラミングと大会運営をお願いしました。メインアトラクションとしては、福島県立光南高校演劇部による危険ドラッグを題材とした創作劇を上演しました。この劇では「選べる命の大切さ」がテーマでした。結果として、会場から、高校生の目線でプログラミングされ、同年代へのメッセージが十分に発信されたとの評価が得られました。この好評価を受け、その大会の主要部を編集し、DVDに納め、これを福島県内の全小中高へ薬物教室のための資材として配布しました。

加えて、こうした予防啓発活動をさらに推進させるべく、

- ・予防啓発活動のさらなる推進を目指し、予防啓発活動の功労者に対する厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者の推薦、同表彰状等の交付、贈呈を行いました。宮城県在住の厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者については、東北厚生局長から伝達が行われました。

## 7 中毒者対策

### ア 相談電話

昭和61年10月1日から全国の麻薬取締部には「麻薬・覚せい剤相談電話」を設置しています。これは、取締とは異なった見地から保健衛生上の危害を防止すべく、薬物乱用者自身やその家族、知人など問題に悩む人々に広く相談の機会を設け、必要な助言を行うことを目的としています。

東北厚生局麻薬取締部にもこの「相談電話」が設置されており、その番号は、

0 2 2 - 2 2 7 - 5 7 0 0

との語呂合わせにより、覚えやすい番号としてます。

この相談電話は匿名でも受け付け、薬物自体の特性に加えて、医療面、教育面、取締面等関係部門に造詣の深いベテランの麻薬取締官がその対応にあたっています。この電話以外にも、麻薬取締部の代表電話若しくは来所によっても相談を受けています。

※平成27年の状況

計 66件（前年49件）の相談受理。

（内、覚醒剤関係の相談： 38件。大麻関係の相談： 16件）

覚醒剤や大麻に関する身内から相談

覚醒剤密売に関する相談 など

こうした相談に対し、麻薬取締部は、最優先事項とし、これまでも、相談者のニーズに合ったアドバイスを行ったり、家族とともに最も適した方策を検討し、中には医療機関へ同行したケースもあります。また、薬物乱用者により、恐怖の毎日を強いられることは珍しくはなく、その家族等の生活の安寧を提供すべく即捜査に着手したケースも数件ありました。

## イ 麻薬中毒者対策

医療を必要とする麻薬中毒者に適切な医療を提供するための措置入院制度があります。その制度は、麻薬中毒者が発見された場合、各県吏員が調査にあたり、必要あれば、県知事が指定した精神保健指定医に診断させます。その診断の結果、「麻薬中毒であり、入院させなければ、麻薬の施用を繰り返す恐れがある」場合には、都道府県知事は、その麻薬中毒者を措置入院させ、治療させることができる仕組みです。

麻薬取締部も特に犯罪性がうかがえる案件について各県薬務主管課に協力して、調査にあたっています。

平成26年中には、犯罪性のある麻薬中毒事案は報告されていません。

## ウ 薬物中毒者対策関係機関連絡会議及び講習会

北海道・東北ブロック合同で薬物中毒者対策関係機関連絡会議を開催しています。当会議は、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰に携わる医療機関、取締機関、その他関係機関の専門家による相談事例及び対策について、情報並びに意見の交換を行い、地域における関係機関の連携を図ることを目的として行っています。

平成27年度においては、山形市にて「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物依存症例の紹介と治療回復プログラム、関係機関の連携の重要性について、話し合われました。

また、平成20年度から、「北海道・東北地区薬物中毒対策関係機関連絡会議」の開催にあわせて、「再乱用防止対策講習会」を開催しています。この講習会は、薬物問題について、相談を受理する側の意識を高め、その資質向上を図ることを目的としています。平成27年度も、連絡会議開催にあわせて、国立精神・神経センターの専門家らによる薬物乱用者への援助と社会復帰と地域社会への結びつきを促進するため、行動療法を活用した治療方法の推進、関係機関の連携、地域における民間団体の活用の重要性について講演が行われました。当講習会は、地域全体の再乱用防止の意識と知識の向上を図るべく、一般にも公開されています。

## 8 不正大麻・けし対策事業

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外から不正ルートにより搬入されています。しかし、けし・大麻については、植物であり、栽培によって国内供給がなされてしまうところから、こうした大麻、けしの栽培については、次の規制があります。

### ア ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法により、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止

### イ ハカマオニゲシ、コカ、サイロシビン含有キノコ、サイロシン含有キノコ

麻薬及び向精神薬取締法にて、「麻薬原料植物」として規制。都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止

### ウ 大麻

大麻取締法にて、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止

これら植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬等薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が課せられます。

麻薬取締部では、不正栽培事案について、厳格な取締を行う一方、違法な大麻・けしを地域環境内から排除すべく、どれが合法かどれが違法かについて広報に努めると共に、管内各県職員や保健所の職員らと協力し、自生大麻、自生けしの抜去を行っています。

※平成27年度実績 けし 約3万株（前年約2万5千株）、

大麻 約44万株（前年約22万9千株）

以上